

政 連 だ よ り （司法書士党）

2021 年 10 月 吉日 発行 NO.1

発 行：神奈川県司法書士政治連盟 〒231-0024 横浜市中区吉浜町 1 番地
発行人：三好 千江子 編集人：三好 千江子 TEL045-641-1372 FAX045-662-8417

- 目次 I. 9 / 1 7 （金）神奈川県司法書士政治連盟第 5 0 回定時大会挨拶
II. 9 / 1 7 （金）神奈川県司法書士政治連盟第 5 0 回定時大会報告
III. 6 / 2 6 （土）日本司法書士政治連盟幹部会及びブロック代表者会議報告
IV. 9 / 2 5 （土）令和 3 年度第 2 回日本司法書士政治連盟幹部会報告
V. 4 / 2 4 （土）日本司法書士政治連盟第 5 1 回定時大会報告

I. 神奈川県司法書士政治連盟第 5 0 回定時大会挨拶

会 長 三 好 千江子

4 月 9 日（金）に開催を予定しておりました、神奈川県司法書士政治連盟第 5 0 回定時大会は、新型コロナウイルス感染拡大が継続しておりましたので、9 月 1 7 日（金）本日の開催となりましたが、未だ外出困難な状況の中、皆様ご出席していただきまして、ありがとうございます。

さて、今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止の為、数度の緊急事態宣言が発出されて政連活動が制限されましたが、定時大会議案書 P 3 ～ P 5 にありますように、出席可能な活動については実動致しました。

令和 2 年 1 0 月 2 2 日、衆議院議員 大口義徳先生を講師にお招きして「不払い養育費問題解決のための司法書士 ADR 機関利用の検討を中心として」のご講演をしていただきました。コロナ禍の中でも 5 0 名以上の出席があり、活発な意見交換や報告がなされました。

同年 1 1 月 2 4 日、河野太郎行政改革担当大臣を表敬訪問致しました。
参加者は、日司政連の芝会長、安井幹事長、当政治連盟の関 副会長、藤井副会長、太田幹事長、三好でした。

藤井副会長から「地方公共団体からの依頼で戸籍等を請求しているが、それを公用扱いとして手数料を無料にしてほしい。」と要望致しました。

同年１２月９日、法務委員長 義家弘介衆議院議員（相模原選挙区）へ、芝会長、当政連の山本副会長、太田幹事長、三好と、令和３年度政策要望、税制改正要望の陳情に参りました。

政策要望としては、

I－I 登記関連特別要望

登記制度を担う司法書士の実績に鑑み、登記の真実性の確保とオンライン登記申請の普及を図るために以下の措置を講ずること。

- （１）司法書士の登記原因等に関する調査・確認権限を明定し、司法書士に登記原因証明情報の作成・認証権限を付与すること。
- （２）公的個人認証（マイナンバーカード）普及までのオンライン登記促進対策として、司法書士に添付情報の認証権限等を付与すること。

I－II 登記関連継続要望

IT環境の急速な進展においても、司法書士制度に対する国民の信頼を損なうことがないよう、民間業者による非司法書士行為に対して引き続き厳格な対応をするなどして、司法書士による国民の権利擁護が十分に図られる環境を確保すること。

税制改正要望としては、「義務化される相続登記においては、その登記申請における登録免許税を減額又は免除すること」等を要望致しました。

話は変わりますが、先日８月３１日の事務局ニュースで配信されました、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン「以下、E A J社」の件について、E A J社は、金融機関と業務委託契約を締結し、「業務依頼オペレーション管理システム」と称する専用のシステムを利用し、このシステムに登録した司法書士（以下「登録司法書士」といいます。）に対して、金融機関からの登記案件について業務依頼をしており、業務依頼を受けた登録司法書士は、当該登記案件を受託するごとに「システム利用料」と称する定額の料金をE A J社に支払っています。

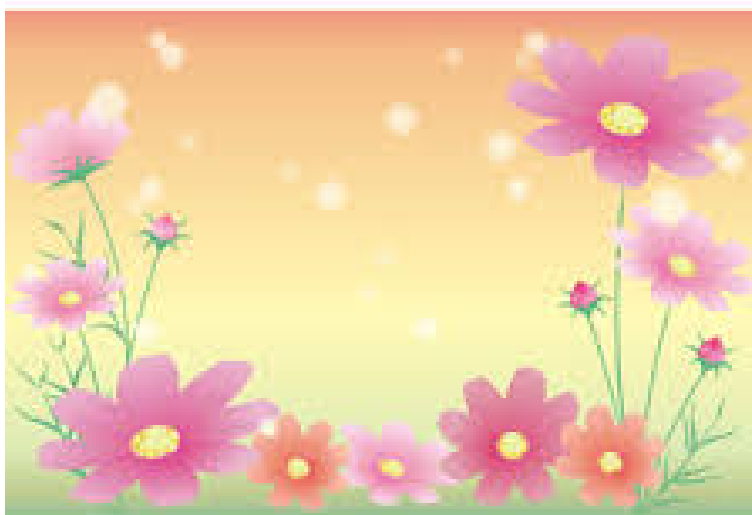
「司法書士から受領する業務委託料は司法書士等の紹介をする業務の対価ではなく当社が提供するサービスの対価であることから、司法書士法施行規則第26条及び司法書士倫理第13条第2項に抵触しておりません。」と述べたりするなどしています。

当会社は、司法書士の会則違反という事は認めているという事ですが、司法書士にとっては大変問題が多く、司法書士を下請け的に扱い、司法書士制度の崩壊に繋がりがねない問題ですので、9月4日の日司政連幹部会に問題提起致しました。

日司政連では、昨年のグラファード問題に対応しましたように、協議を重ね対策を講じるという事です。

以上で報告方々、挨拶と致します。

本日はよろしくご審議の程、お願い致します。



Ⅱ．神奈川県司法書士政治連盟第50回定時大会報告

副会長 関 義 男

令和3年9月17日(金)に神奈川県司法書士会館で開催されました。本来、4月9日(金)に開催予定でしたが新型コロナウイルスの感染拡大防止のため約5ヶ月延期しての開催となりました。今回は、節目となる第50回目の定時大会であると同時に神奈川県司法書士会館が建て替えになってはじめて新会館で開催するという記念の大会となるはずでしたが、緊急事態宣言発令中での開催ということもあり、来賓を招待せず感染防止対策を徹底したうえでの開催となりました。出席会員は役員を含め18名でした。

山田副会長の挨拶で開始しました。次に三好会長から「8月31日の事務局ニュースで配信されたエスクロー・エージェント・ジャパン社の件について司法書士にとっては大変問題が多く、司法書士を下請け的に扱い、司法書士制度の崩壊に繋がりがねない問題ですので、9月4日の日司政連幹部会に問題提起致しました。日司政連では、昨年のグラファール問題に対応しましたように、協議を講じるとの事です。」などという挨拶がありました。

エスクロー・エージェント・ジャパン社の問題とは、同社が金融機関と業務委託契約を締結し業務依頼オペレーション管理システムと称する専用のシステムを利用し、このシステムに登録した司法書士に対して、金融機関からの登記案件について業務依頼をしており、業務依頼を受けた登録司法書士は、当該登記案件を受託するごとにシステム利用料と称する定額の料金を会社に支払う仕組みが司法書士法・施行規則・司法書士倫理・司法書士会会則等に違反しないかどうかという問題です。

祝電が披露され、菅義偉首相、甘利明自民党税制調査会長、田中和徳前復興大臣、遊佐大輔横浜市議員、上田尚彦県土地家屋調査士政治連盟会長、草間県宅建政治連盟会長、大竹東京政連会長以上の方々から頂きました。

議長に参鍋真会員が選出され、議事が開始しました。令和2年度運動経過報告及び令和2年度一般会計・特別会計収支決算報告承認の件は太田幹事長、監査報告は石田宏治監査、令和3年度運動方針案承認の件は、三好会長・藤井副会長・小関副幹事長、令和3年度一般会計・特別会計予算案承認の件及び役員改選の件は太田幹事長、大会宣言案は高橋良輔副幹事長から説明がありました。

令和2年度の運動経過報告としては、新型コロナウイルス感染拡大のため、日々の活動も制限されるなかで次のような活動をおこないました。令和2年8月に改正司法書士法が施行されました。10月22日に衆議院議員大口義徳先生を講師にお招きして「不払い養育費問題解決のための司法書士ADR機関利用の検討を中心として」を講演していただきました。意見交換会では、連合会・全青司主催

の全国一斉養育費電話相談会参加者や積極的に取り組んでいる諸外国の事例紹介、統計学的見地からの報告もあり盛況でした。その他に、オンライン登記の普及促進・司法書士業務全般に関する法律相談権の明確化等の問題にも取り組みました。

令和３年度運動方針案として以下のとおり説明がありました。

I. 司法書士の権限の強化と責任の明確化に基づく登記の真実性確保とオンライン登記の普及推進の両立

司法書士の登記原因に関する調査確認権限を明定し、司法書士に、登記添付情報の原本作成者への照会権限ならびに当該添付情報原本よりスキャンしたPDF化データの認証権限等を付与すると法の改正を実現し、もって、登記の真実性の確保とオンライン登記申請の普及を図ること。

これは、平成２１年１月２０日および平成３１年２月１４日開催の司法書士制度推進議員連盟総会決議に基づくものであります。

II. 司法書士業務全般に関する法律相談権の明確化

司法書士法第１条に使命規定が置かれたことに基づき必要となるものであります。

III. 「空き家対策」「所有者不明土地問題」への取り組み

空き家対策については司法書士の活用がすすんでいます。今後も活用を求めていきます。司法書士の土地管理人等への活用を求めていく。

IV. 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートへの協力・支援

神奈川県内では令和２年度において成年後見人等の専門職の登用者数は司法書士が一位となりました。本年度においてもリーガルサポートに協力・支援して行きます。

V. (一社)神奈川県公共嘱託登記司法書士協会への協力・支援

長期所有者不明土地解消作業については、戸籍事務に精通した職能が担当する

のかよい。また予算規模が小規模であるために、予算の増額を獲得するべく、顧問議員と連携して活動を展開する。

権利調査業務の調査にあたっての職務上請求の使用や公用申請等の取扱が地域や関係各署においてまちまちなので統一する必要があります。

VI. 組織活動の充実

顧問議員に活動内容を充分にご理解していただく為に、より一層の信頼関係を構築し、顧問議員との継続的な連携を推進していきます。

会員に対し、速やかに情報提供や活動報告を行うべく広報活動を推進します。

VII. 財政基盤の強化

会員に対して、司法書士制度推進の重要性を認識してもらう為、司法書士制度に対する現状等の情報を速やかに提供し、政連活動の理解と財政支援を要請します。

蒔山日司連理事・日司政連副会長から、日本がF A T F 第4次相互審査の結果、重点フォローアップ国と評価された旨及びその結果を踏まえての日司連の対応についてなどの事項について報告がありました。

中井副会長から閉会の辞がありました。その際に、7月7日に定款認証に際しての実質的支配者に関する申告に係る公証実務の取扱の変更があり実質的支配者となるべき者が作成したその旨の表明保証書の提出も可能となる制度変更は日公連から法務省への照会で変更されたことになっています。しかし、その変更は日司政連が大口議員などと連携して実現したものと説明がありました。

令和3年度 神奈川県司法書士政治連盟新役員

◇会長

三 好 千江子（湘南支部）

◇会計責任者

岡 史 代（横浜北支部）

◇副会長

山 田 晃 久（横浜西支部）

鯨 井 康 夫（横浜西支部）

星 野 務（川崎支部）

山 本 正 司（相模原支部）

中 井 浩 一（川崎支部）

藤 井 浩 一（横須賀支部）

関 義 男（小田原支部）

◇監査

大 越 洋 子（横浜西支部）

石 田 宏 治（湘南支部）

◇名誉会長

榎 本 時 男（横浜中支部）

◇幹事長

太 田 悦 子（横須賀支部）

◇相談役

前 川 義 憲（湘南支部）

渡 邊 洋太郎（川崎支部）

◇幹事長代理

上 杉 直 之（湘南支部）

◇副幹事長

伊 藤 豪（横浜北支部）

小 関 史 郎（横浜西支部）

平 木 康 嗣（横浜東支部）

高 橋 良 輔（横浜東支部）

北 郷 隆（横浜西支部）

田 中 明 子（湘南支部）

※ 各支部総会及び本会総会が終了し、各内部団体の役員構成が決定後、当会役員も増員する必要性があるので、その場合は会長に決定を一任すること、合わせて承認を求める。

第50回定時大会の記録写真



司会 平木康嗣 副幹事長



開会の辞 山田晃久 副会長



会長挨拶 三好千江子 会長



議長 参鍋 真 横浜中支部長



日司連報告 蒔山明宏 日司連理事



閉会の辞 中井浩一 副会長

伝える・つなげる・未来を広げる

令和3年度 政策・税制要望



R2.11.24

大口善徳公明党司法書士制度推進議員懇話会会長と



R2.12.9

義家弘介衆議院法務委員長と



R2.12.15

河野太郎行政改革担当大臣を表敬訪問
(日司政連、神奈川政連合同)

R2.11.28

ZOOMによるブロック代表者
および幹部会合同会議

執行部より以下の報告があり、ブロック代表者との意見交換がされた。

1. 令和3年度政策要望について
登記の真実性の確保、オンライン登記申請の普及にかかる要望等
2. 令和3年度税制要望について
相続登記促進にかかる要望等



日本司法書士政治連盟

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号

<http://www.ns-seiren.net/> mail nsseiren@iris.ocn.ne.jp

TEL 03-3359-0498 FAX 03-5366-5310

Ⅲ. 日本司法書士政治連盟幹部会及びブロック代表者会議報告

幹事長代理 上 杉 直 之

酒井執行部が立ち上がってから最初の幹部会及びブロック代表者会議が令和3年6月26日13時00分からZOOMにて開催されました。

最初の30分は幹部会で、司会は森越幹事長代理が務めました。

酒井会長からは、9条3項の副会長として、蒔山日司連理事 及び西川（公社）成年後見センター・リーガルサポート副理事長の両名を指名したいとの提案があり、異議なく承認されました。

13時30分からはブロック代表者会議が開催されました。

司会は幹部会と同様、森越幹事長代理が務めました。

議長選出については、司会者一任とし、北海道ブロック札幌会河合会長を議長、東北ブロック青森会田名部会長を副議長としました。

顧問、名誉会長、相談役、参与について執行部を代表して酒井会長から提案がありました。

酒井会長から提案があったとおり、全員について異議なく承認されました。

その後、顧問、名誉会長、相談役、参与が入出し、酒井会長からの挨拶がありました。

まずは、去る第51回定時大会の祝辞における塩崎議員と大口議員との間の登記原因証明情報の今後の取扱いについての認識の相違についての話がありました。大口議員の議員会館事務所において村松民事2課長とこの問題について協議し、法務省としては、司法書士の中で全体的なコンセンサスが得られない限り、この問題を進めることはないとの見解を示し、仮にコンセンサスが得られたとしてもその内容を採用するか否かは別次元であるとのことでした。

次に、積み残された課題（特に法律相談の問題・周旋禁止規定）への対応、裁判事務におけるIT化への対応、経済産業省のグレーゾーン解消制度への対応、菅政権が推進する行政手続のデジタル化への対応、会社設立における実質的支配者の調査の問題への対応、相続登記の義務化への対応、相続土地の国庫帰属問題への対応、司法書士制度推進議員連盟の再編成への対応（塩崎議員の政界引退、河井議員の議員辞職、山口3区の保守分裂選挙問題等）等についての諸課題が示されました。

最後に、委員会、作業部会を新設し、運動方針をZOOM会議を用いて具体化することとしたことが示されました。

酒井会長からの挨拶に続き、大竹幹事長からの報告がありました。大竹幹事長からも登記原因証明情報の今後の取扱いについての話があり、まずは5月6日に日司連との協議をし、同月10日に都議選対応のために大口議員に町田に同行し

た際に相談しました。同月 18 日に新執行部が発足したとのことで司法書士推進議員連盟の構成員となっている議員各位に挨拶し、6 月 3 日に中小企業庁にて家賃支援給付金等対応や今後の中小企業支援について協議し、翌日、実質的支配者申告制度の問題について民事局総務課と協議し、月末には改善される方向で進めるとのことです。そして、保佐人や補助人が個人番号の記載された住民票の交付が受けられないという問題があったため、大口議員に相談したところ、同月 8 日付けで総務省自治行政局から住民基本台帳取扱要領の改正に関する技術的助言が各都道府県知事宛なされました。8 月上旬には札幌と広島に大口議員主催の政策勉強会を開催することになっております。運動方針の具体化については、都議選候補者や主要 3 政党幹事長等にプレゼンテーションをし、養育費の法的支援については、法務省自治体モデル事業としてプロポーザル方式を導入するとのことです。ADR の執行力については、仲裁法改正中間パブリックコメントの中で議論されています。

その後、登記原因証明情報と実質的支配者の申告問題について酒井会長から大竹幹事長の報告に補足して報告がありました。

中国ブロックの広島会清水会長からは日司連の登記原因証明情報問題への取組についての質疑があり、中部ブロックの愛知会船橋会長からは日司連と日司政連との違いがわかるようにすべきとの意見がありました。関東ブロックの早川幹事からは静岡県知事選挙の報告、7 月 19 日の大口議員による国政報告会の話がありました。近畿ブロックの兵庫県会蔭山会長からは、船橋会長と同様の意見がありました。副議長の田名部会長からは塩崎議員が政界引退することによる影響についての質疑がありました。

最後に、三河尻相談役からは日司連から登記原因証明情報についての資料を入手し、仔細に検討するとの話がありました。その他、所有者不明土地問題について今回の改正に満足することなく、更に良い制度にする必要があると述べ、選挙の応援のみならず、議員をレクチャーして政策に反映できるよう努力すべきとの激励を頂戴しました。

IV. 令和3年度第2回日本司法書士政治連盟幹部会報告

幹事長代理 上 杉 直 之

令和3年度第2回幹部会が令和3年9月25日13時00分からZOOMにて開催されました。

司会は森越幹事長代理が務めました。

まずは冒頭酒井会長からの挨拶があり、日司連と登記原因証明情報の在り方についての協議をしているとの話がありました。

次に、大竹幹事長から活動報告があり、日司連倫理案意見募集、登記関連特別要望に関する日司連との協議、養育費モデル事業の取組状況、デジタル化作業部会の進捗状況、150周年記念事業等についての話がありました。

次に、議事に入り、今回のメインテーマである令和4年度税制改正要望・政策要望について協議しました。最初に酒井会長から日司連との協議の論点整理として、「登記原因証明情報の作成権限とするのは曖昧に過ぎるだけでなく、司法書士法第3条の規定との整合性との点でも疑義がある。即ち、司法書士の役割は、登記の真正を担保するために、取引の場に立ち会い、当事者の本人確認及び意思確認を行い、添付情報等を通じて関連証拠の書類を点検し、報告型登記原因証明情報の起案作成を行い、当事者に内容を確認させた上で、当事者の署名及び実印による押印を求めることにある。すると、司法書士が取引の場に立ち会っていない事案について、司法書士が自己の名において作成するものとされた場合には、司法書士が後に発生するであろう紛争に巻き込まれるおそれがあることは否定できない。また、司法書士には実体法上の代理権が付与されていないため、登記原因証明情報の作成権限があるものと解することができないとの学説もある。デジタル社会における最大の課題は個人情報の問題である。ドイツでは、表題部及び氏名のみが公開されているに過ぎないことから、少なくとも登記情報上の権利者のプライバシーに関わる部分については閲覧権者を利害関係人に限定してはどうかと考えている。」ということが示されました。赤松副幹事長からは「日司連が考えている作成権限と認証権限がどのようにつながるか。この点について日司連から説明があったか。」についての質疑がありました。これに対し、酒井会長からは「日司連からはこの点についての説明がない。」との回答がありました。安井副会長からは「司法書士への登記原因証明情報の作成権限の付与は、司法書士が『第三者』の立場から『当事者』に変容させるものであるにほかならず、これを法改正なくして行おうとすることには違和感を覚える。」との意見がありました。伊藤副会長からは蒔山副会長に対し日司連における賛否の状況についての質疑がありました。これに対し蒔山副会長からは日司連において司法書士への登記原因証明情報の作成権限の付与に反対しているのは少数であるとの回答がありました。鈴

木副会長からは法理論的に考えれば司法書士への登記原因証明情報の作成権限の付与はあり得ないとの意見がありました。西村副会長からは申請書副本の時代に戻るとの懸念が示されました。蒔山副会長からは日司連に対し改正の立法事実について問い質したところ、「司法書士が長年培った信頼と実績が漸く認められたものである」との質問に対し噛み合わない回答があったとのことでした。その他の役員からも慎重な意見が相次ぎました。

その他、来る衆議院議員総選挙における候補者に対する推薦についての報告が渡邊事務局長からありました。なお、日本司法書士政治連盟としては政党に対してではなく、候補者個人に対して推薦することになっています。また、森本副幹事長からは、実質的支配者情報リスト制度の創設について「本規程第3条の申出における代理人は、商業登記所への申請の代理を業とすることができる者に限定すべきである」との意見がありました。鈴木副会長からは、周旋禁止規定の箇所について、司法書士の使命規定を踏まえた記述にすべきとの意見がありました。最後に、藤井副幹事長からは、公用請求についても、職務上請求と同様に、戸籍謄抄本、戸籍の附票、住民票の写しの交付がまとめて行えるようにすべきとの意見がありました。

V. 第51回日本司法書士政治連盟定時大会報告

幹事長代理 上 杉 直 之

第51回日本司法書士政治連盟定時大会が「使命を果たすために～常を疑え・旧弊の打破～」をスローガンに掲げ、令和3年4月24日10時から16時までの間、主婦会館プラザエフカトレアにて開催されました。今年も昨年と同様、例年会場となっている明治記念館が改装工事中で利用できないことに加え、ソーシャル・ディスタンシング確保のため、ハイフレックス方式を採用しました。

金子副幹事長の司会・梅田副幹事長の副司会の進行により進められ、鈴木副会長開会の辞で幕開けしました。

まずは、本定時大会終結をもって退任となる芝会長から挨拶があり、依然として法律相談の解釈をめぐる論争が絶えないことを憂慮し、司法書士法に使命規定が明文化されたことによってこれまでの行政事務の補完的な役割からの脱却し、真に国民の権利を擁護する法律専門職にならなければならない旨力説しました。

次に、来賓としてご臨席なされた河村司法書士制度推進議員連盟会長からは、株式会社設立時における公証人による実質的支配者申告制度の運用の問題・所有者不明土地問題について、塩崎同幹事長からは、司法書士への簡裁訴訟代理等関係業務権限の付与、弁護士法第72条の問題、登記原因証明情報に関する法務省令や通達の必要性について、大口同幹事からは成年後見制度利用促進・相続土地の国庫帰属・ADRの問題、家事事件を含めた裁判手続のIT化について、今川日本司法書士会連合会会長からは相続をめぐる法改正によって司法書士の活動領域が広がるチャンスとなること、コロナ禍を契機としたIT化の促進について、稲本同専務理事からは改正商業登記規則施行に伴う公的個人認証サービスの有効性確認制度の確立について、各々の祝辞の中で言及されました。

司会から議場に議長の選出方法を諮ったところ、議場から「司会者一任」との発言があったため、司会者により森川奈良会会長が議長に選任されました。議長は中川函館会会長を副議長に指名し、片岡茨城会幹事長及び橋本福島会幹事長を議事録署名人に指名しました。

副議長から構成員228名のうち206名出席（委任状含む。）報告がありました。

議場に入り、まずは安井幹事長からの経過報告がありました。令和2年度の大きな動きとして、コロナ禍に対応した役員選挙規則の改正のための臨時大会の開催、土地管理人制度等の管轄を簡易裁判所とすることの検討が挙げられました。加えて、伊藤副会長からは懲戒制度の改正についての詳細な報告があり、その際にある司法書士会員から芝会長に宛てた「司法書士改正」及び「訓令の廃止及び新処分基準の制定・公表」のお礼状が披露されました。

第1号議案「令和2年度決算報告書承認の件」が森越幹事長代理より説明及び

上程され、水野監事からは監査報告がありました。今回は未収会費を財産目録の資産から除外した点が特徴です。審議の結果、同議案は異議なく承認されました。

第2号議案「令和3年度運動方針・組織活動方針決定の件」が執行部より説明及び上程され、令和3年度運動方針として新たに「組合等登記令の改正」、「日本司法支援センターにおける業務の改善（裁判書類作成等に関する相談を援助の対象とすること）」が加わりました。審議の結果、同議案は異議なく承認されました。

第3号議案「令和3年度予算決定の件」が森越幹事長代理より説明及び上程され、今年は衆議院議員総選挙の年であることから選挙対策に力点を置いた予算としました。審議の結果、同議案は異議なく承認されました。

第4項議案「役員改選の件」が森越幹事長代理より説明及び上程され、徳本選挙管理委員会委員長より日本司法書士政治連盟役員選挙の特例に関する規則第9条の規定に基づく報告（副幹事長候補者が1名辞退した等）がありました。会長には新たに広島会の酒井寿夫副会長が選出され、その後酒井新会長より副会長、幹事長、幹事長代理、副幹事長の指名があり、副会長のうち会長指名の2名については幹部会で選任することの承認がありました。

第5号議案「大会宣言採択の件」を小職が上程し、読み上げた後、拍手をもって承認されました。

その後、酒井新会長の就任の挨拶、芝会長の退任の挨拶、田嶋名誉会長の挨拶、山口名誉会長激励の辞があり、伊藤副会長閉会の辞によって幕が閉じられました。

日司政連 NEWS

Vol.2 1
第51回
定時大会

日本司法書士政治連盟

第51回定時大会～使命を果たすために～

芝会長から 酒井会長へ

芝将宏会長



「自ら立ち、自ら律する」
私的自治の確立を！

色々な苦勞が
思い出される



すべて受ける 政連は
政策遂行のエンジン

大口善徳

公明党司法書士制度推進
議員懇話会会長・司法書
士制度推進議員連盟幹事

河村建夫
司法書士制度
推進議員連盟会長



芝会長とは長い間
共に闘ってきた

酒井寿夫会長



「すべてを疑え・旧弊の打破」

令和3年4月24日、**日本司法書士政治連盟第51回定時大会**が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中継動画配信を行う初の試みのもと主婦会館プラザエフ（東京都千代田区）にて開催された。令和3年度の主な運動方針はつぎのとおり。

- 1.司法書士業務全般に関する法律相談権の明確化
- 2.非司法書士による周旋を禁止する為の立法措置
- 3.司法書士の権限の強化と責任の明確化に基づく登記の真実性確保とオンライン登記の普及推進の両立
- 4.民間事業者の登記参入断固阻止
- 5.地域における権利擁護推進体制の整備とそのための成年後見利用促進の実現
- 6.所有者土地不明問題における実効性ある解決策の実現
- 7.株式会社設立時における公証人による実質的支配者申告制度の改善

など

我々の制度のために今年も活動します

第51回定時大会挨拶

日本司法書士政治連盟 会長 芝将宏

本日、司法書士制度推進議員連盟会長河村建夫先生、同幹事長塩崎恭久先生、同幹事・公明党司法書士制度推進議員懇話会会長大口善徳先生におかれましては、コロナ禍の中まげて出席を賜り、また、これまでの長きにわたるご厚情に対しまして心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。

また冒頭に個人的事情を申し上げることになってしまい大変恐縮に存じますが、私は、健康上の理由により、本日の定時大会の終結を持って会長職を退任させていただくことになりました。

東京司法書士政治連盟8年、日本司法書士政治連盟においては21年間政治連盟の役職を務めさせていただき活動に邁進して参りました。この間、司法書士制度推進議員連盟の国会議員の先生方、そして全国の役員及び会員の皆様には、多大なるご支援をいただきましたこと、この場をお借りしまして、御礼を申し上げます。長きに亘りほんとうにありがとうございました。

会長として皆様にご挨拶させていただくことは、本日が最後となりますので、約30年弱の政治連盟の活動の中で司法書士制度に対する私なりの思いを歴史の側面からではありますが、批判を恐れず述べさせていただきます。

明治5年の「司法職務定制」時、裁判において「代理人強制主義」を採ったことでも理解できますように、当初から「代書人」業務は、司法事務・法律事務そのものでありました。「司法職務定制」創設にあたってはフランスの二元主義的弁護士制度である弁護士（avocat）と代訴士（avoué）を想定し、「代訴士制度」を取り入れたものが「代書人制度」とであると言われています。しかし、翌年の征韓論をめぐる政府内の権力闘争や初代司法卿江藤新平の失脚等も影響し、二元主義的弁護士制度はたった一年で事実上終わり、一元主義的弁護士制度へと大きく政策転換が図られ、「代書人強制主義」も明治7年には廃止されました。

その後、政府や弁護士界等から、「（司法）代書人」を、単なる「代書人」として扱うかのごとく、法律事務から弾き出そうとする動きが、長々と続き、常に司法書士はその圧力に対し、苦しい防衛戦を強いられるようになりました。実際に、過去「司法代書人」から「司法弁理人」への名称変更案を含め、幾度の現場の業務を適切に反映するための法改正案が提出されましたが、その度に司法省の消極的姿勢や弁護士界の猛反対に屈し、連続して廃案とされた時期もあったと聞いております。このような経緯もあり、司法書士は常に弁護士法72条との関係で悩み続けることになり、例えば法律相談の範囲一つとっても、解釈論が今でも喧々諤々と続いており、国民の期待に懸命に応えれば応えるほど、弁護士法72条違反を疑われるなどの自己矛盾を抱えつつ業務を行ってきたのであり、このことは一昨年の法改正後も日弁連や東京弁護士会等から行政窓口に対して、市区町村で行っている司法書士の無料法律相談会に対する抗議文が出されたことでもわかるように未だ続いております。

一方、法改正時の衆議院法務委員会の公明党濱地議員の質疑において、当時の政府委員小野瀬民事局長は、法律相談の一般的定義はないこと、また必ずしも代理権を伴わなければならないということも言えないと明確に答弁されております。

登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として国民の権利を擁護するという使命が司法書士法第1条に規定された今日に至っても、代理権を伴わない司法書士の相談は法律相談とは呼ばず、書類作成相談に過ぎないとの主張がなされ、この論争は続いている訳です。

これらは、我々が実務現場を的確に反映するための法改正をその時代時代において実現することが出来てこなかったということであり、自己責任の部分は大きいと考えます。

昭和2年には司法代書人連合会も設立されていましたが、任意会（38会加盟）という限界からほとんど政治力も無く、かつ政治力強化への努力も怠っていたものと容易に推察できます。

その後、昭和24年、GHQ占領下、登記が裁判所（司法）から法務省（行政）に移管されて以降、司法書士は、行政機関の事務の円滑性や適性を高めるために、行政事務の保管役としての機能を求められ、同時に主務官庁の強い規制を受けました。法務省（法務局・地方法務局）は、司法書士に業務独占権を与える一方、監督権や認可処分権を強力に行使するという構図であります。



経済成長により増大する登記事件につき、先例通達を発出し、司法書士に遵守させ、登記事務の円滑性・適性を確保しました。これ自体は、登記に関する国民の信頼を高めるために有効に機能し、昭和の大成功事例であり、日本の経済発展を支えてきました。司法書士も経済的には恵まれた時代と言えます。

その後長い時間的経過において、国民の権利意識の高まりとともに、司法書士は、行政事務の補完的役割よりも、次第に依頼者である国民への役務のサービスに重点を置くようになり、行政の公正性・透明性という観点から、問題点等を強く認識するようになり、法務行政についての法令改正等を求める動きが起こります。

昭和40年代以降の司法書士会の法人化・連合会の設立・政治連盟の結成・注意勧告権・法務大臣への建議権の獲得・登録事務の連合会への委譲等はその証左であります。

しかし、つい数年前になっても「法務省の意向に添っていれば、司法書士は大丈夫である」との主張を掲げ、政治連盟に協力しないという先輩方も事実存在し、法務省依存の精神は依然根強いものがあり、我々政治連盟が目指す団体としての私的自治の確立にはまだまだ遠い状態です。

平成2年バブル崩壊により、大量生産、大量消費、官主導による護送船団方式は終焉し、政治主導による政治改革、行政改革、司法制度改革の時代に突入し、平成9年いよいよ司法制度改革が始まりました。

この時、各士業はこぞって政治力強化を目標に掲げました。私的自治による各団体としての意思表示と行動の重要性を確信した証であります。しかし司法書士界の官依存体質は、政治を汚いもののよう遠ざける傾向にありました。今でこそ司法書士制度推進議員連盟は、衆参両議院の超党派の国會議員200名超の大議員連盟になりましたが、そこに至るまでには、河村議連会長、20年以上にわたり事務局長、幹事長としてご尽力いただいた塩崎先生、さらには与党公明党の法務関係の代表的存在の大口先生の多大なるお力、また一方、自らの思想信条を二の次に置き、限りある人生の貴重な時間を、司法書士制度発展ただ一点のために、政治連盟の組織充実活動に費やし、汗をかき続けてくれた先輩諸兄姉の存在があつてこそ実現されたものであります。

この議連の多大なご尽力があり、140年以上にわたり司法書士が実際に国民から依頼を受け行なってきた法律事務を単なる代書業務、書類作成業務と位置づけ、法律事務の範疇から遠ざけ排除しようとする動きを乗り越えつつ、平成14年の法改正では簡裁代理が付与され、令和元年の法改正において、司法書士法第1条に「登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与する」という崇高な使命が明記されました。長い長い防衛の歴史を振り返ると感慨深いものがあります。

明治初期に想定された「代訴士」の域までとは至らないまでも、国民にとって最も容易にアクセスできる市井の法律家として国民に認知されたと言えます。

これは、司法書士が地域住民から持ち込まれる相談事を法律に当て嵌め黙々と業務を行い、雑草のごとく地域に張り付き国民から離れなかったこと、そしてもう一つが司法書士議連を含めた政治力の強化が平成の政治主導の時代になって以降、かなりのスピードで図られたことによるものと考えます。

これらの基盤がさらにしっかりしていけば、私は今後デジタル化・AI化等いかなる社会変革があろうとも、国民の権利擁護という使命を胸に刻み、かつ司法書士自身が勇気を奮って行動する覚悟さえあれば、必ず道は開けるものと確信しております。もちろん今後は、国民のために行政権力と闘わなければならない場面も出てくるでしょう。

我々政治連盟は、今こそ令和の幕開けの法改正を重く受け止め、行政事務の補完的機能に重きをおいていた過去の精神と決別し、国民の権利擁護に徹する精神へと転換を図るとともに、法律家団体としての私的自治の確立と自立（自律）を実現すべきであります。「自ら立ち、自ら律する」精神に基づく私的自治の確立です。その先頭を走るべき宿命をもって生まれた団体が司法書士政治連盟であり、我々は、その誇りと責任を共有し、次の時代のために勇往邁進することを、この第51回定時大会を基に全員で再確認し誓い合おうではありませんか。

本日、発足する新執行部におかれましては、酒井新会長の下、この政治連盟の精神性を守り強化していただき、司法書士制度推進議員連盟を含め、国會議員の先生方とのさらなる信頼関係を築いていただきますようお願いいたしますとともに、本日もご臨席いただきました河村先生、塩崎先生、大口先生には、何卒、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

本日は、本当にありがとうございました。



会長就任のご挨拶

日本司法書士政治連盟 会長 酒井寿夫



日本司法書士政治連盟第51回大会において新会長に選任いただきました広島会所属の酒井寿夫と申します。

日本司法書士政治連盟は、これまでに司法書士の労働者派遣容認阻止、行政書士登記参入阻止、成年後見制度推進立法、資格者代理人方式問題、グラファー問題、ADR問題、そして司法書士法改正における使命規定の創設、懲戒制度の改善など、司法書士制度をめぐる多様で困難な課題に取り組み、目標達成のための重要な役割を果たし大きな成果を上げてまいりました。

これらの成果は、河村会長を中心とする司法書士制度推進議員連盟所属の先生方のご指導ご助力もあって、また、芝前会長の卓越した指導力とともに諸先輩、政治連盟役員の皆様、そして全国各地で地元議員に対する地道な活動に取り組んでいただいている各単位会政治連盟の皆様のご尽力の賜物と理解しておりますので、心より敬意と深く感謝を申し上げます。

私は、日本司法書士会連合会の専務理事であったときから、当時、当政治連盟の幹事長であった芝前会長とともに15年近く、先ほど述べさせていただいた様々な重要課題に取り組んできました。

芝前会長の後を引き継ぐ者として、その責任の重大さをかみしめながら、これからの当政治連盟の活動に滞りなきよう、その役割を担ってまいりますので、皆様方にも改めてご指導ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、コロナ禍という未曾有の事態の中で、当政治連盟の政治活動も大きく制約を受けていますが、国民生活とわれわれ司法書士業務に関連する重要な立法作業が現在も不断なく行われています。

直近にも所有者不明土地問題解消のための民法等の一部改正による相続登記の義務化や土地所有権の国庫帰属についての立法がなされ、それらの実効性を確保するために、当政治連盟は、附帯決議として要望すべき事項について、衆参両議院の法務委員会に所属する議員の先生方に対する説明を行い、要望事項の大半を附帯決議の内容に盛り込んでいただいたところです。

これからも司法書士制度ならびに司法書士業務は、現政府による規制改革の流れとデジタル庁創設によるオンライン化促進の中で、様々な変革、変容を求められていくことが予想されます。

私は、『法律事務の専門家として、国民の権利擁護と自由で公正な社会の形成に寄与する。』という使命規定を判断基準とし、本大会のタイトルでもあります『すべてを疑え、旧弊の打破』の精神をもって、国民に有益有用な変革には呼応し、不要不急な変容や効率化には断固として抗い、国民に有益有用となる政治決着を図る政治連盟であり続ける努力をしたいと思います。

最後になりますが、芝前会長には病気治療に専念され、回復と復帰を祈念申し上げるとともに、当政治連盟にとっては経験豊富で本当に貴重な人物でありますので、本来はブロック代表者会議での事前承認を受けるべきところですが、私としては、芝前会長に顧問を委嘱して、今後ともご指導ご助言を賜りたいと考えておりますので、皆様もご賛同していただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして私の会長就任の挨拶とさせていただきます。
ありがとうございました。

日本司法書士政治連盟

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号

<http://www.ns-seiren.net/> mail nsseiren@iris.ocn.ne.jp

TEL 03-3359-0498 FAX 03-5366-5310